

平成 22 年度検事の外部派遣について

刑事局総務課

〔本稿は、平成 22 年度に東京都児童相談センターに派遣された東京地方検察庁検事（現千葉地方検察庁検事）兒玉徹検事の研修結果報告であり、今後の執務の参考になると思われるので紹介する。〕

平成 23 年 10 月 31 日

東京地方検察庁検事（現千葉地方検察庁検事）兒玉 徹

第 1 はじめに

本職は、平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日までの間、東京都児童相談センターにおいて、東京地方検察庁検事として、外部派遣研修を受講した。

そこで、以下、従前の外部派遣研修の報告と同様に、派遣先及び研修内容を紹介する（第 2 及び第 3）とともに、本研修の主体性及び児童福祉司の職務内容のイメージを提示するものとして、本職が研修期間中に担当したケースワークについてまとめ、

最後に、研修期間中に多様な人々との交流を終えた中で、最も印象に残った「二つの『そうぞうせい』」を駆使して対象者及び対象家庭をエンパワーメントすることが児童福祉司の仕事では重要であり、被疑者やその家族等事件関係者と取調室で向き合う検事にとっても大切なことなのではないか。」という研修先で関係者から投げかけられた言葉について触れる（第 5）こととする。

第 2 東京都児童相談センターの現状等

1 児童相談所に関連する法律

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県に設置が義務付けられている機関であるが、同法以外にも、児童相談業務中、①養護相談については母子保健法、母子及び寡婦福祉法、生活保護法等が、②障害相談については障害者自立支援法等が、③非行相談については少年法・刑法等が、④虐待相談に

については児童虐待防止法等がそれぞれ関わり、全般的には民法等も関連しており、多岐にわたる法律知識が求められる業務である。

2 児童相談所の概況

(1) 設置状況

児童福祉法 12 条 1 項は、都道府県（政令市も設置可能）に児童相談所の設置を義務付けており、平成 22 年 9 月 1 日現在、全国 205 か所（都道府県 177、政令市 24、設置都市 3）に設置されている。

東京都では、全 11 か所の児童相談所が設置されており（東京都児童相談センター、墨田児童相談所、品川児童相談所、世田谷児童相談所、杉並児童相談所、北児童相談所、足立児童相談所、八王子児童相談所、立川児童相談所、小平児童相談所、多摩児童相談所）。東京都児童相談センターは、残り 10 児童相談所と同様、地域児童相談所としての機能を有する（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区及び島しょ）とともに、東京都の中央児童相談所として位置付けられ、いわゆるセンター機能をも有している。

(2) 組織・体制

東京都の地域児童相談所では、所長以下、児童福祉係（児童福祉司・家庭復帰支援員・養育家庭専門員・虐待対応協力員）、心理指導係（児童審理司）、管理係（管理事務職員・支援事務職員・非常勤弁護士・非常勤医師）、保護係（一時保護所職員）から構成されている。

(3) 職員の役割

このうち、児童福祉司の基本的な職務は、児童福祉相談を受けとめ、指導すること、調査・診断に基づき総合判断を行うこと、家族と関係機関との調整を行うこと、区市町村の相談業務への協力支援と調整を行うことである。

また、児童心理司の基本的な職務は、診断面接、心理検査、観察等により、援助方針を判断する上で必要な「心理判断」を行うこと、児童・保護者・関係者への心理療法等を行うことである。

その他の児童相談所職員としては、医師（精神科医・小児科医）、一時保

護所職員、家庭復帰支援員、養育家庭専門員、虐待対応協力員、非常勤弁護士、管理係職員がおり、その他関係職員として、児童福祉専門員、協力弁護士、協力医師がいる。

3 児童相談所の業務

(1) 業務内容

児童相談所の業務内容は、大まかに言って、①児童の様々な問題についての相談に関すること、②児童とその家庭について、必要な調査・診断・治療・指導に関すること、③児童福祉施設への入所措置、養育家庭への委託措置に関すること、④緊急保護等、児童の一時保護に関すること、⑤愛の手帳（いわゆる療育手帳）の判定、申請に関することである。

(2) 相談の種類

相談の種類は、養護相談、保健相談、身体障害相談、知的障害相談、発達障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談に分類される。

そして、養護相談の中に①虐待相談、②養育困難相談、③迷子相談、④養育家庭（里親）相談があり、身体障害相談の中に①視聴覚障害相談、②言語発達障害相談、③肢体不自由相談があり、知的障害相談の中に①重症心身障害相談、②知的障害相談、③言葉の遅れ（知的遅れ）相談があり、非行相談の中に①ぐ犯行為等相談、②触法行為等相談があり、育成相談の中に①不登校相談、②性格行動相談、③しつけ相談、④適性相談、⑤言葉の遅れを主訴とする相談がある。

(3) 児童相談対応の流れ

まず、一般的な相談については、児童本人や保護者等からの相談を児童相談所が受けた際には、受理会議を開催した上で、職員が相談・調査を行い、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、児童福祉司による社会診断及び一時保護所での行動診断を経て、主任児童福祉司の総合診断による援助方針の検討を経て、援助方針会議で具体的な援助方針が決定され、それに従って具体的な援助が開始される流れとなっている。

他方、いわゆる児童虐待対応については、虐待発見者からの通告を児童相談所が直接受けた場合も、市区町村等地域関係機関（東京都 23 特別区設

置の子ども家庭支援センター)からの情報提供・援助要請・送致があった場合も、即座に緊急受理会議を開催し(東京都では、通告後48時間以内に、児童相談所職員もしくは地域関係機関職員等による被虐待児童の直接目視を義務付けている。いわゆる「東京ルール」)、緊急保護・立入調査(いわゆる出頭要求を経た上での臨検・搜索)を含めた調査・保護を行った上で、上記職員による相談・調査が行われ、心理診断、医学診断、社会診断及び行動診断を経て、主任児童福祉司の総合診断を経て、援助方針会議で具体的な援助方針が決定され、それに従って具体的な援助が開始される流れとなっている。

この相談対応の流れの過程では、援助方針を決定する以前の段階で、親権を制限する必要がある場合など、児童福祉審議会への諮問や答申など経なければならない場合もある。

(4) 援助の種類

こうして決定された具体的な援助には、大きく分けて、措置によるものと措置によらないものがあり、措置によらないものとしては、継続指導(障害児施設利用契約、メンタルフレンド等)、他機関紹介及び助言終了があり、措置によるものとしては、児童福祉司指導(障害児施設利用契約、メンタルフレンド、治療指導、保護者指導等)、民生児童委員指導、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害関係福祉施設)入所、里親委託(養育家庭等)、児童自立生活援助(児童自立援助ホーム)、福祉事務所送致、家庭裁判所送致、家裁家事審判請求がある。

このうち、乳児院、児童養護施設、養育家庭といった援助については、社会的養護とも呼ばれ、社会的養護は、施設養護としての乳児院(社会的養護が必要な乳幼児を養育する施設)及び児童養護施設(社会的養護を必要とする子どもを養育する施設)、家庭的養護としての里親制度(①養子縁組を前提として子どもを養育する家庭である養子縁組里親、②養子縁組を目的とせず一定期間子どもを養育する家庭である養育家庭、③専門的なケアを必要とする被虐待児童、知的障害児等を養育する家庭である専門養育家庭、④両親の死亡等により、子どもを引き取り養育する三親等内の親

族家庭である親族里親)が存在する。

このほかにも、児童養護施設で生活する子どもに、施設の中で家庭的雰囲気の下、6人程度の子どもを養育する小規模施設であるグループホーム、児童養護施設で生活する子どもに家庭的生活を体験させるフレンドホームといった施設養護と家庭的養護の中間形態や、里親制度の発展型としての①子ども5～6人を養育する家庭であるファミリーホーム(小規模居住型児童養育事業)や②他の里親委託児童を一時的に養育する家庭であるレスパイト限定養育家庭、③原則2か月以内の短期間、養育する家庭である短期条件付き養育家庭が存在する。

(5) 児童相談所が取る法的対応

児童相談所が取る法的対応としては、大きく分けて①家庭裁判所家事審判請求(児童福祉施設等の入所承認の申立、親権喪失宣告請求、未成年後見人選任・解任請求:児童福祉法28条、33条の7、8、9、民法834条)、②都道府県知事から児童相談所長に委任された権限である一時保護(一時保護委託)、面会通信の制限、立入調査、出頭要求・再出頭要求(児童虐待防止法8条の2、9条、9条の2、12条、33条、児童福祉法29条)、③地裁・簡裁・家裁への臨検・搜索許可状の請求といったものがある。

このうち、実務上、最も重要なものが一時保護であり、①迷子・置き去り、保護者の死亡・病気等により適当な保護者がいない場合や保護者からの虐待・放任等により家庭からの分離が必要な場合に行われる緊急一時保護、②一時保護に伴う行動観察及び行動診断を実施するための一時保護、③短期間の心理療法・生活指導が有効と判断され、他の方法による支援が困難な場合に短期入所指導を行うための一時保護がある。

一時保護所は、現在、東京都内では計6か所

設置(定員総数168名)されており、おおむね2歳から18歳未満の子どもが、幼児(未就学児)と学齢児(小学生以上)に分かれて、起床から就寝まで日課を定めて生活している。また、年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導を行うとともに、学齢児へ学力に応

じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲向上に努めている。さらに、栄養バランス、子どもの嗜好に配慮した楽しい食習慣を提供した上で、誕生会・外出行事・スポーツ大会・季節の行事を行う中で、子どもの状況に応じて、心理診断・医学診断を行っている。

4 児童相談の現況

東京都の全児童相談所で受理した相談件数は、平成15年度以降平成21年度までの間、全児童約170万人台の中で、概ね2万3000件ないし3万件前後（一般相談件数が約3分の2、電話相談が約3分の1）で推移しており、平成21年度においては、養護相談が約26.6パーセントと最も大きい割合を占めており、そのうち、被虐待が約50.9パーセント（3339件）と最も大きい割合を占めており、被虐待相談への対応が急務であることが認められる。

このことは全国的に見ても同様で、全国の児童相談所で対応した虐待相談対応件数も、平成18年以降増加しており、平成18年時点で37323件であったものが平成21年時点で44210件に達している。

なお、平成21年度において、東京都内の児童相談所で受付対応した児童虐待事案について児童相談所への相談経路のうち、最も多かったのは、近隣知人（35パーセント）で、その後、子ども家庭支援センター（14.2パーセント）、学校（9.8パーセント）、警察（8.5パーセント）の順が続いている。近時、かかる相談経路の内、子ども家庭支援センターからのものと、警察や学校からのものが増加傾向にあるが、その背景として、①子ども家庭支援センターの設置運営から5年が経過し、同センターの能力が高くなり、児童相談所への持ち込みが増加したこと、②平成22年1月に発生したいわゆる江戸川事件を機に警察や学校等関係機関での虐待事案についての問題意識が高まったことが指摘されている。

研修終了時点では、平成22年度の最終数値は集計未了であるが、確実に平成21年度を上回ると推測されており、児童虐待についての相談件数や、虐待通告等相談経路の多様化が確実に予測されることは、平成22年夏に大阪市内で発生した児童2名の虐待死事件が多数報道されたことからしても明らかである。

また、児童虐待の加害者は、実母が最も多数を占めており（64.2パーセント）、それに続いて実父（22.6パーセント）、実父以外の父親（6.6パーセント）と続いており、近時の調査でもこの実父以外の父親の虐待行為の増加傾向が指摘されている。

5 児童虐待相談対応

(1) 児童相談の困難性～児童福祉司の疲弊

前記のとおり児童虐待相談対応が増加していることを受けて、児童相談所にかかる負担、正確には、児童相談所で個別具体的な対応に追われる児童福祉司の負担が極めて大きなものとなっている。

通常、児童福祉司が行う一般の相談は、子どもや保護者自身が相談の必要性に駆られて相談に赴くことを契機とするもので、児童福祉司は、相談内容を十分に傾聴し、保護者や子どもへ適切な支援を提供するという受容的・傾聴的アプローチをたどるものである。

これに対し、児童虐待相談対応は、近隣住民や学校等第三者からの通告を契機とし、保護者と子どもとの間に介入し、両者を分離しなければならないなど、介入的・攻撃的アプローチをたどるため、そもそも、保護者が児童相談所や担当児童福祉司に介入を求めている上に、介入してきた児童福祉司や児童相談所によって親子分離が図られる（最悪の場合、自己の刑事責任を追及されかねない）状況に追い込まれるため、保護者の拒否的・攻撃的対応を多々招き、担当児童福祉司への個人攻撃ともいえるべき、人格非難等が行われることが多くなり、それが多数の児童福祉司の疲弊をもたらしている状況にある。

(2) 児童虐待対応の具体的な内容等

このような児童虐待対応については、平成12年に制定施行された児童虐待防止法により、児童相談所等の積極的な介入が求められている。

まず、平成12年に施行されその後も平成16年、平成20年に改正を経た児童虐待防止法では、①児童虐待が児童の人権侵害であって、心身の成長や人格形成に重大な影響を与えることから、児童への虐待禁止と予防と早期発見、虐待防止に関する国・地方公共団体の責務、被虐待児童の保護及

び自立支援のための措置等を規定し、②虐待の早期発見を実現すべく、学校教職員や医師等の通告義務を規定（5条）し、児童虐待を発見した者に対し、速やかに市町村や児童相談所等へ通告しなければならない旨を規定（6条）するとともに、通告者を秘匿する義務を児童相談所職員等に課し（7条）、③児童虐待事案へ対応する児童相談所の機能・権限を強化すべく、出頭要求・立入り調査・再出頭要求・臨検・搜索等（8条の2～9条）、警察署長に対する援助要請（10条）、児童虐待を行った保護者に対する指導等（11条）、面会等の制限等（12条）を規定するなどした（13条～17条）。

なお、出頭要求から臨検・搜索までの権限行使は、東京都では、平成22年8月に1件のみ実施しているが、その流れはおおむね以下のとおりである。

虐待通告を受けるなどした児童相談所では、即座に家庭訪問を実施して児童の安全確認を行う（8条）が、家庭訪問を拒否された場合には、知事名での出頭要求を行う（8条の2第1項：児童を同伴して出頭することを求め、調査・質問をする。指定した日時場所に出頭した場合には書面を直接交付し、受領証を徴する。）こととなる。この出頭要求を拒否した場合には、立入り調査を実施する（8条の2第2項）がこれをも拒否（児童福祉法61条の5で拒否した場合の罰則が定められているが、罰金刑止まりであり実効性に乏しい。）した場合には、再出頭要求を行い（9条の2）、これをも拒否された場合に、初めて、裁判所へ臨検・搜索許可状を請求することとなり（その際の稟明資料は①児童への虐待を疑わせる資料、②児童が臨検・搜索場所に現在する資料、③立入り拒否・再出頭拒否資料の3点）、発付された許可状に基づき、住所・居所に臨検し、児童を搜索する（9条の3：搜索後児童は一時保護されることとなる。）。その際には夜間執行制限や許可状の提示や身分証明書の携行等が必要とされており、調書の作成や知事への報告等も規定されている（9条の4～9、10条の2～6）。

このような手法を駆使して対応する児童虐待相談に対しては、児童相談所において、援助方針を①児童福祉施設入所措置等（同意入所又は児童福祉法28条に基づく入所）、②在宅援助のいずれかから選択することとなる。

その上で、児童福祉司による指導を中心とした対応を繰り返しながら、保護者の反応を見極め、①保護者が指導を受け問題が改善されれば、援助を終結して子どもの家庭復帰を目指すこととなり、②保護者が指導を受けるも、問題が改善されない場合や、指導に対して一貫した態度をとらず断続的に子どもとの交流を求めるなどした場合には援助を継続し、③保護者が指導を受けようとしなかった場合には他の措置を検討することとなる。

上記①②の場合に即して、東京都児童相談センターでは、治療指導課が中心となって、虐待対応の結果分離された親子に対し、①家族で参加する家族カウンセリング、②親のみ参加の親グループカウンセリング（父親グループ「やっほー」、母親グループ「いいな」）、③親子（2歳から12歳）で参加する家族合同グループ心理療法「ファミリー・ジョイント・グループ」（親子遊び療法を取り入れた親子グループ、ペアレントトレーニング等を取り入れた親グループ、仲間体験やセカンドステップを取り入れた子どもグループに分かれることもある。）が実施されており、家族再統合を目指し、一定の効果を上げている。

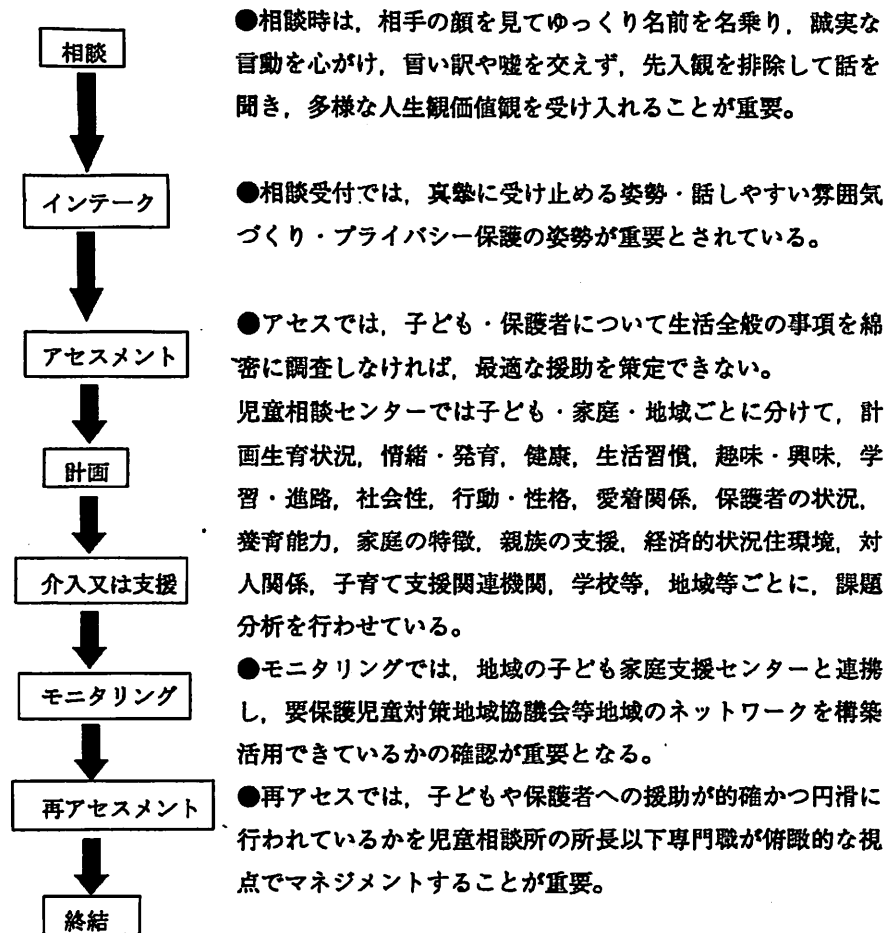
6 相談援助活動（ケースマネジメント）の実務

(1) 基本的な発想方法

児童相談所では、相談の開始から終結まで、児童相談所としての組織決定の中で、課題の解決に向けた専門性に基づく様々な援助活動を計画的に行っていくプロセスをケースマネジメントとして捉えるとともに、子どもと大人の双方のニーズがある中で、子どもをケースマネジメントの最大の受益者として位置づけることを最重視している。

(2) ケースマネジメントのプロセス

具体的なケースマネジメントは、以下の流れを辿る。



- (3) ケースマネジメントを成功させる児童福祉司のコンピテンシーモデル
- 以上の経過を辿るケースマネジメントにおいて、主導的な役割を果たすのが児童福祉司であるが、ケースマネジメントを成功させる成果を持続的に上げている児童福祉司の行動特性を平成17年から平成19年にかけて東京都児童相談センターが調査・分析した結果が公表されているので、参考までに紹介する。

児童福祉司として、①子どもの権利擁護のため体を張る覚悟、②児童福祉法・虐待防止法に基づく援助を可能とするだけの法的知識、③迅速な対応、簡潔で分かりやすい記録を行えるケース対応力、④心身の健康のために絶えざる自己点検を行う能力を有していることを前提に、⑤対人関係力（安心への配慮、対等な関係づくり、誠実な対話）、⑥科学性（総合的視点、的確な情報収集、情報の活用評価）、⑦判断力（子ども重視の判断、客観性重視、迅速・的確なプラン決定）、⑧説明力（ポイントの把握・分かりやすい説明）、⑨組織化力（責任ある行動、組織としての行動、組織への貢献、意見具申）、⑩連携力（他機関の理解、連携調整の中核、スーパーバイズの理解と実践）が必要とされている。

第3 東京都児童相談センターでの検事外部派遣研修の内容等

1 配属部署等

派遣期間：平成22年9月1日より平成23年2月28日までの6か月間

派遣先：東京都児童相談センター

配属部署：相談処遇課児童福祉第3係（千代田、中央、港、新宿及び八丈支庁）

業務内容：本職は、下記のごとく、児童福祉司の資格を得たことから、東京都児童相談センターの各種業務（養護・非行・育成等の相談対応業務）の配点を自ら単独で受け、相談処遇課長及び児童福祉第3係長の指導を受けながら、自己の判断と責任で具体的なケースワークを担当した。

2 主な担当業務等

(1) 発令通知書の交付

本職は、研修初日、東京都児童相談センター所長より、東京都知事発令にかかる発令通知書（発令内容：東京都行政実務研修員を命じる。福祉保健局児童相談センターで研修することを命じる。）を交付された。

(2) 児童福祉司資格及び身分証明証票の取得

本職は、研修開始直後から、東京都社会福祉保健医療センターにて延べ5日にわたって実施された東京都児童相談業務研修（児童福祉法施行規則第6条指定講習）を受講し、児童福祉法第29条等規定の児童福祉司資格を

取得するとともに、児童虐待の防止等に関する法律第9条（児童虐待の虞が認められる家庭への立ち入り調査等権限）等規定の身分証明証票を取得した。

これにより、本職は、自ら単独で、個別のケースワークを担当することが可能となった。

(3) 児童福祉司としての具体的なケースワークの実践

本職は、上記資格等取得を踏まえ、児童福祉司として、単独で個別のケースワークを担当した。その概要は以下のとおりである。

ア 養護相談への対応

・虐待に関する相談対応

病院からの虐待通告の受付

区設置子ども家庭支援センターへの聴取により住基情報等を入手

被虐待児童の絞り込みないし特定

区設置保健センターへの聴取により乳幼児健診時の被虐待児童情報を入手

保育園等教育機関及び医療機関への聴取により被虐待児童情報を入手
児童相談センター内での緊急受理会議の実施

通告後48時間以内の家庭訪問（立入調査）及び児童の現認

虐待が疑われる親等との面接調査

虐待が疑われた場合に一時保護等必要な措置を講じ、親等と児童を分離（一時保護施設の選定、同施設への入所同伴まで）

虐待被該当の場合の親等への助言指導等の実施

・養育困難に関する相談対応

イ 非行相談への対応

ウ 育成相談への対応

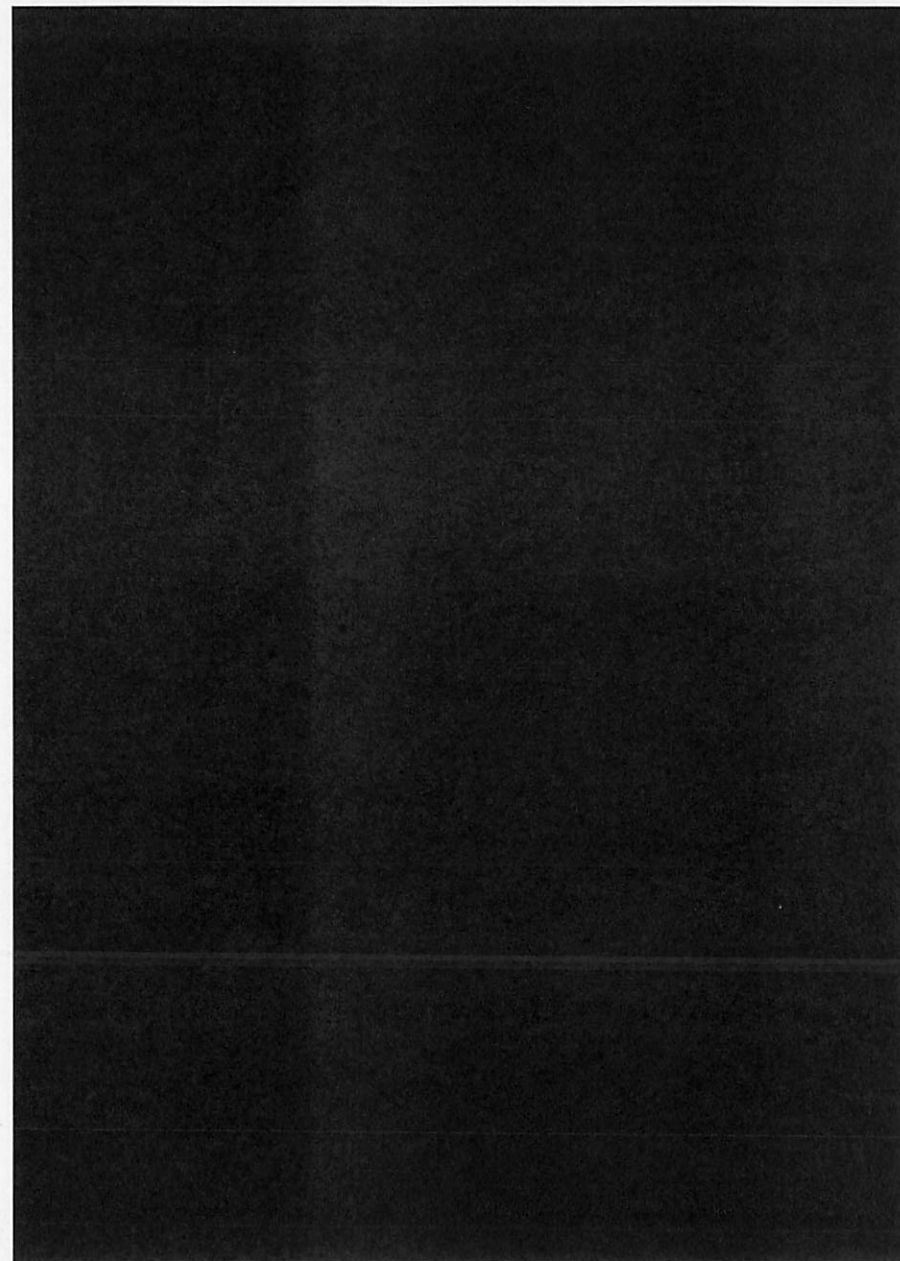
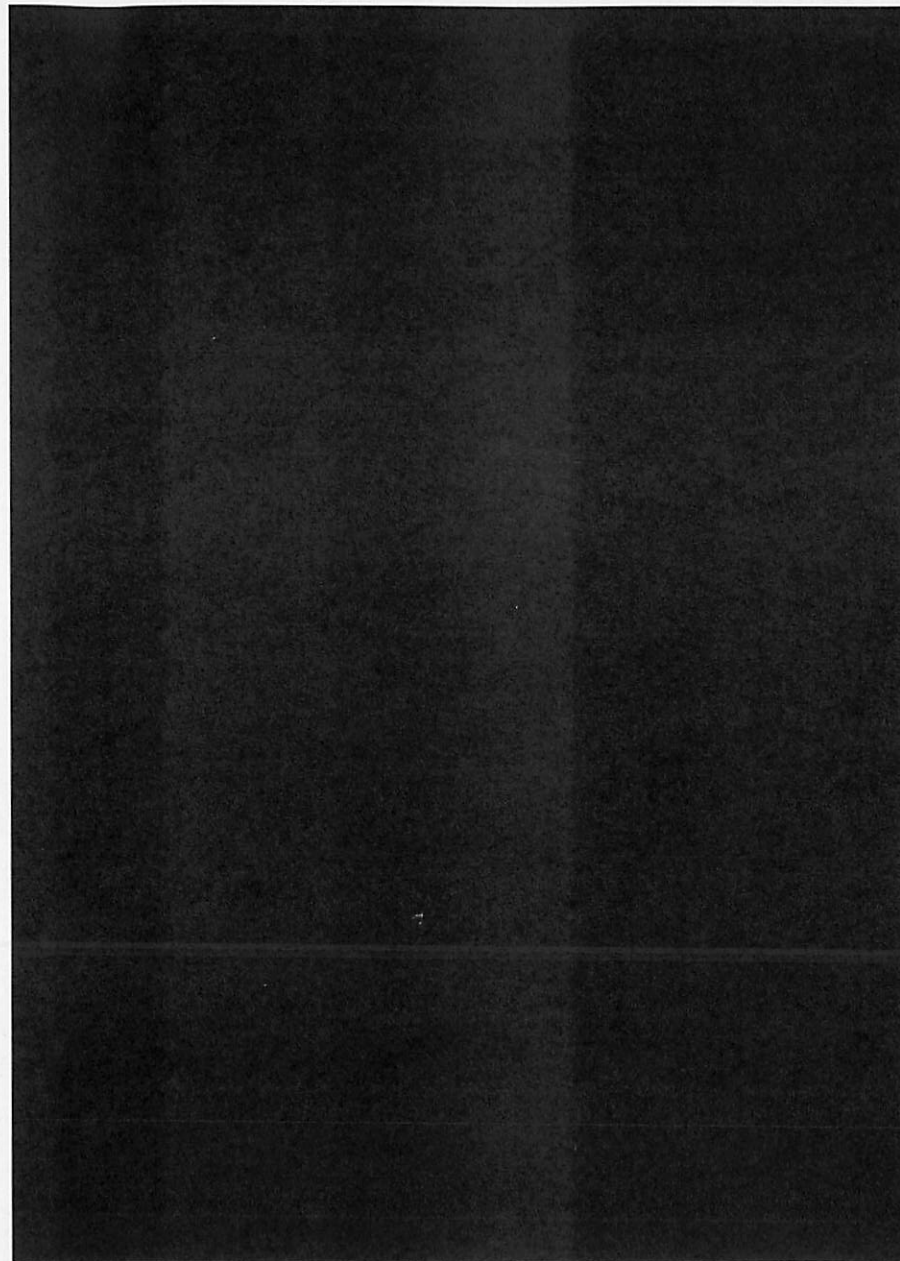
(4) 会議・協議

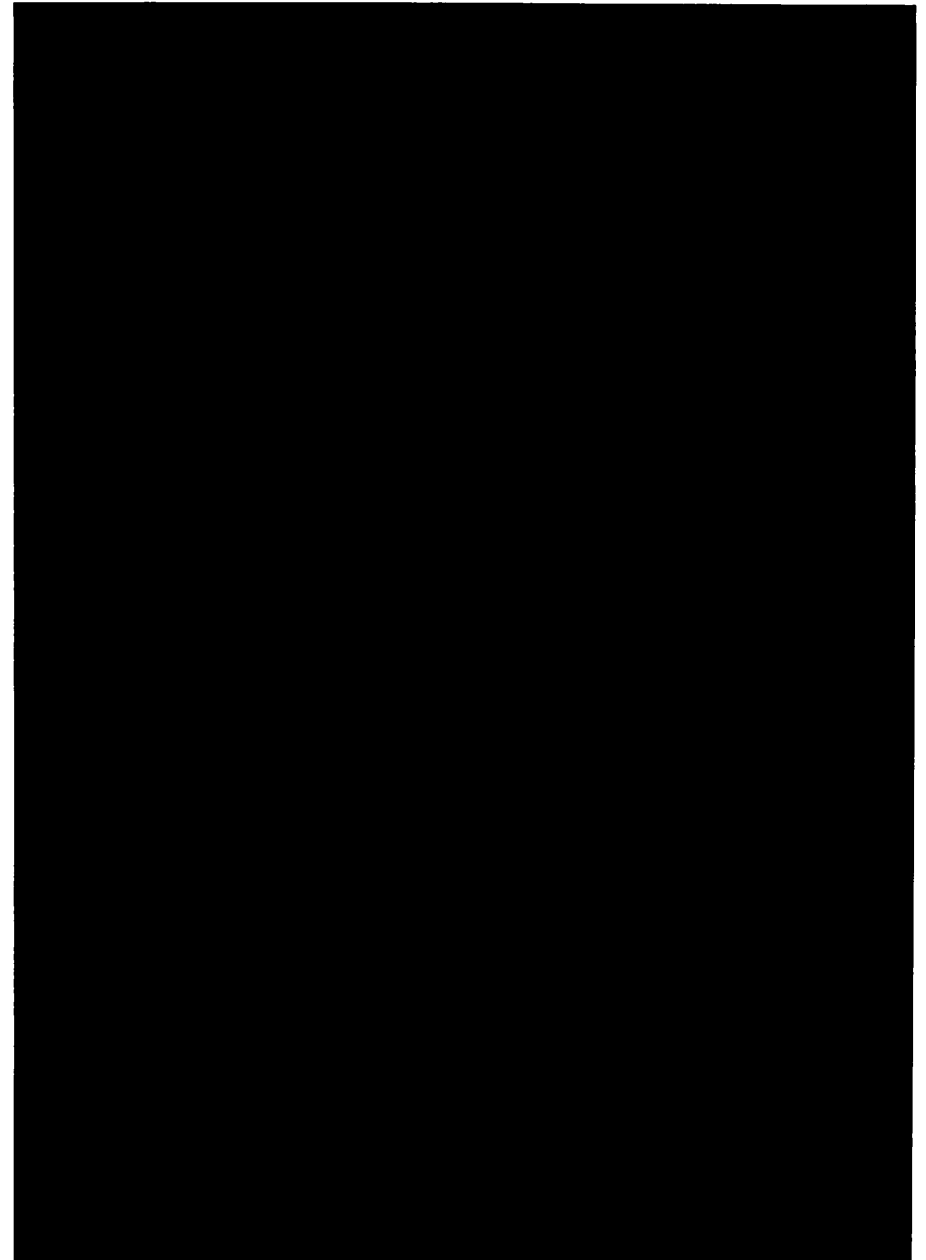
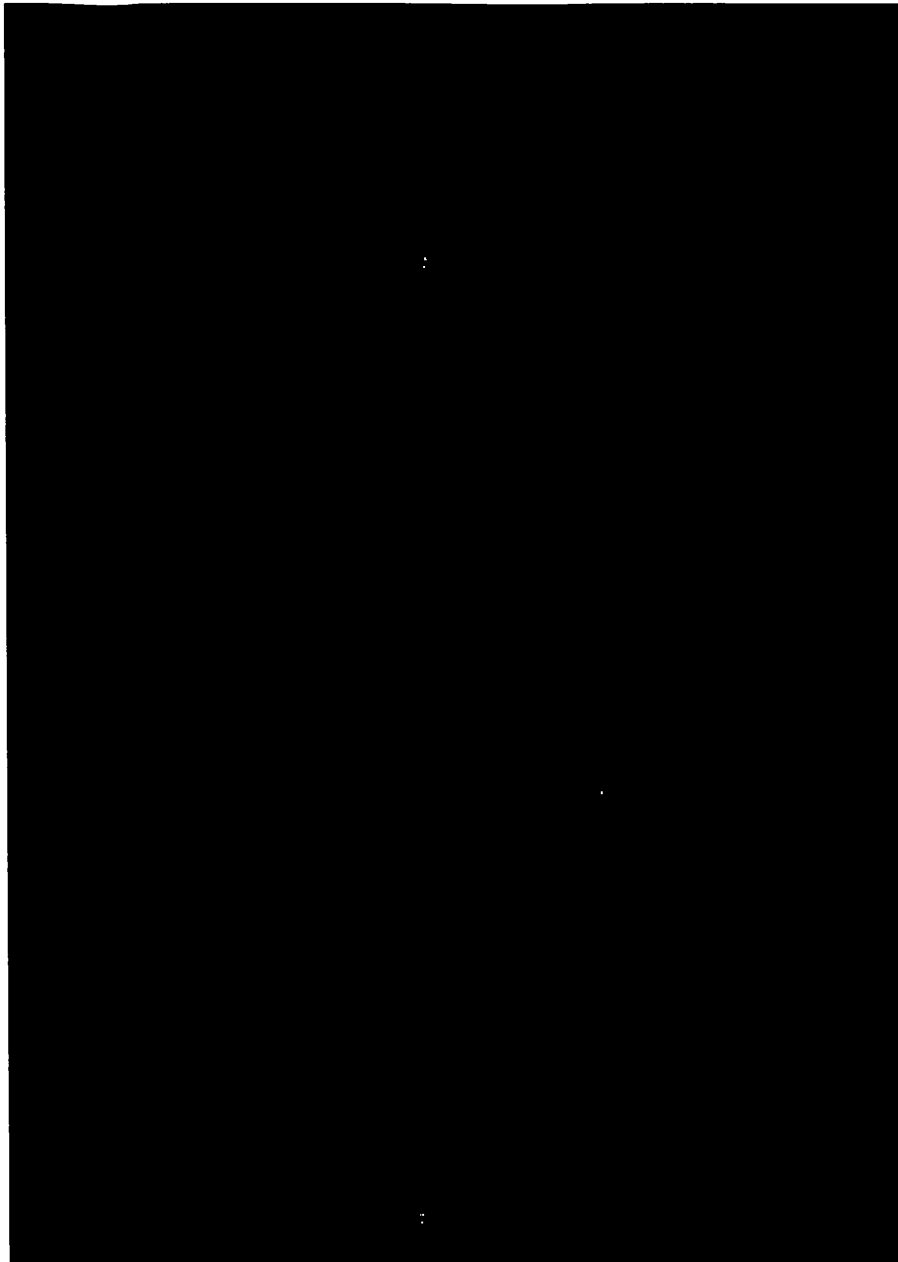
本職が研修期間中参加した会議・協議は、東京都児童相談センター内での①チーム協議、②援助方針会議、③緊急受理会議、④困難事例検討会に始まり、関係機関との間で定期的に開かれ、虐待等に関し情報を共有する

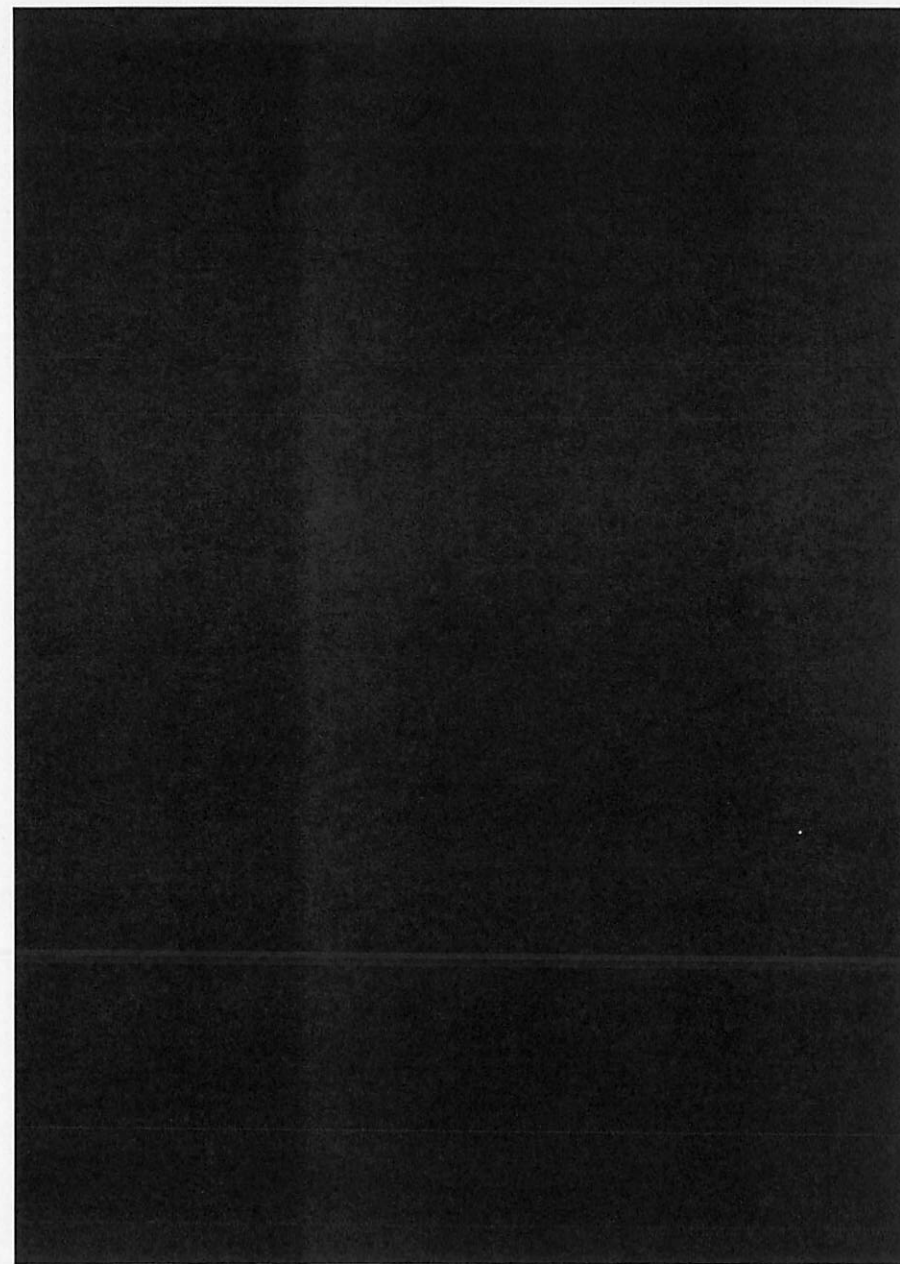
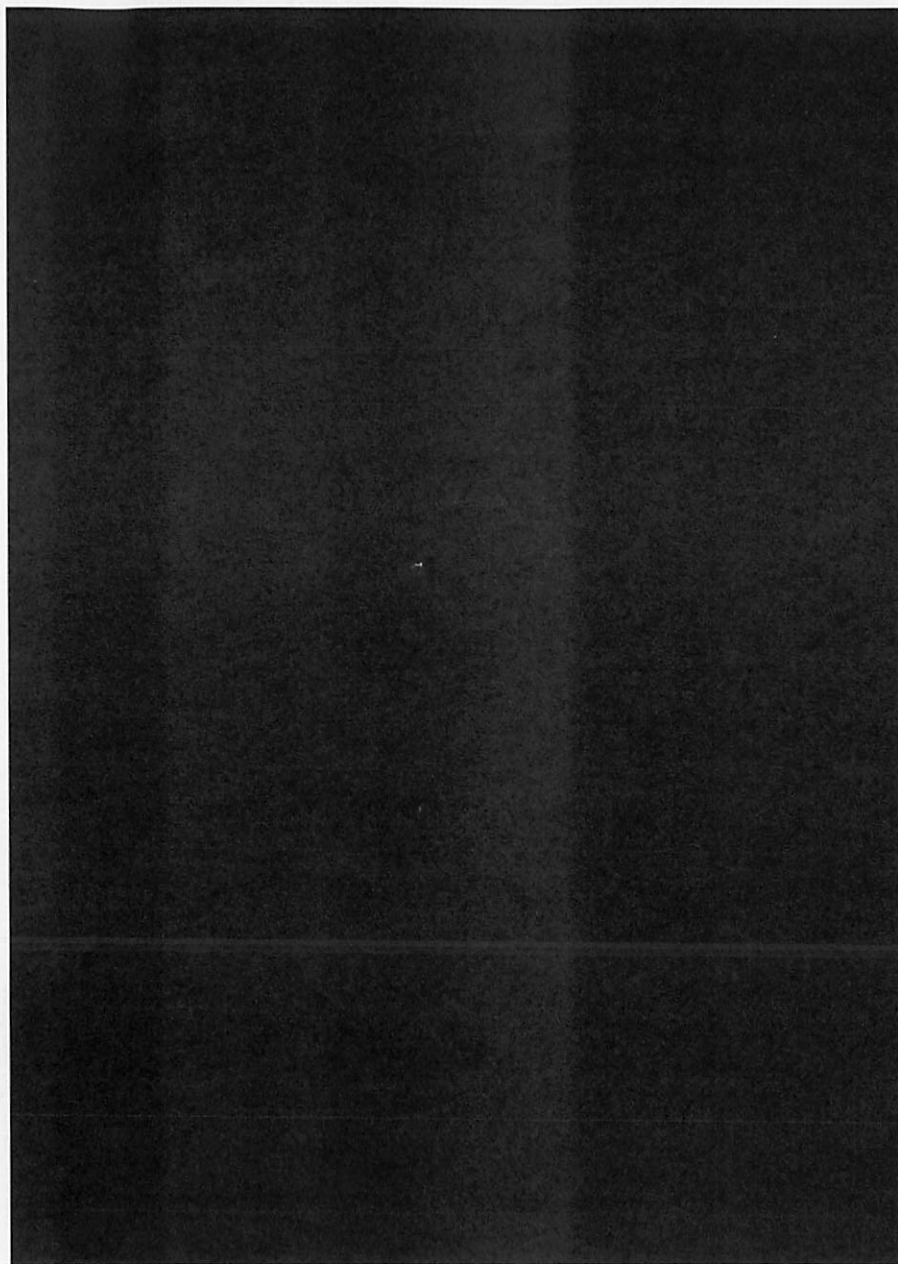
機能を有するための⑤新宿区虐待進行管理、⑥港区虐待進行管理、⑦千代田区虐待進行管理、⑧中央区虐待進行管理、⑨虐待少年・不登校少年ケース会議等、多岐にわたった。

(5) 研修受講

本職が研修期間中に受講した研修は、前記東京都児童相談業務研修以外にも、新任児童福祉司中期・後期研修、墨田児童相談所職場内研修、東京都福祉保健局主催にかかる児童虐待対応能力向上専門研修、東京都児童相談センター・新宿区共催にかかる児童虐待対応研修、東京都児童福祉司会自主研究会主催研修（児童自立支援施設の現状と課題）等多岐にわたった。







で愚直に積み重ねて行くことこそが、形式的に用いられがちな「児相が児童福祉の最後の砦」という言葉を真に具現化すると同時に、増え続ける児童虐待への積極的な対応を期待する社会一般からの喫緊の要請に児相が見事に応えることの源泉ではないかと思った。

第5 終わりに～二つの『そうぞうせい』を駆使し対象者をエンパワーメントする

最後に、研修期間中に最も印象に残った言葉について説明する。

1 言葉の意味

その言葉は、平成22年10月実施の新任児童福祉司対象研修時に、大学教授から聞いた言葉で、「二つの『そうぞうせい』を駆使して対象者及び対象家庭をエンパワーメントすることが児童福祉司の仕事では重要である。」というものである。

教授の説明では、その言葉の意味は、「児童福祉業務を含めたソーシャルワークの展開のためには、児童福祉司等援助者には、二つの『そうぞうせい』が必要である。一つ目は、相談者・利用者（対象者及び対象家庭）に関わる生活像への『想像性』を働かせることである。その人がどのような生活をしてきたのか、どのような心理状態にあるのか、現在はどのような生活を送っているのか、などを考えることが必要である。二つ目は、その人の将来に向けた人生や生活への『創造性』を持つことである。今後、その人がどのような生活を送りたいと思っているのか、その人と一緒に人生を設計し、その人の人生をどのように切り開いて行こうとするのか、などを考えることが必要である。具体的には、サービスを必要としている人自身が、自分のどこに問題点があるのか自覚でき、自らの生きる意欲を呼び戻し、どのような人生を送りたいと思っているのか、それを実現するためには、どのようなステップで、どのような社会的資源を活用したらよいのかといったことへの援助技術が求められる。」「相談者・利用者にも、元々、自らの人生の設計図を自らの力で描く能力が、認識の程度には差があるものの、備わっている。その力を援助者が正當に評価すると、その力は、輝きを取り戻し、さらに大きくなり、援助者やその周囲の者もその輝きに照らされて元気になり周囲に良い影響を与え

(5) まとめ

本件においては、乳児への虐待事案という児童の生命に関わるケースにおいて、児相が頑なな親権者や地域関係機関との衝突という困難に直面した場合であっても、児相が有する専門性及び組織力をフルに活用できれば、親権者や関係機関からの信頼を児相が獲得でき、児童の救命及び親権者の改善が可能となるなど、ケースワークが「良い方向」へと向かうことを実感した。

このような積極的なケースワークによって児相がその専門性・組織力をいかに発揮することを、各地域で潜在化している児童虐待ケース

る。このような良い循環を作ることが対象者をエンパワーメントすることである。」「このエンパワーメントのために援助者に必要とされる力が、二つの『そうぞうせい』である。」「二つの『そうぞうせい』を駆使して、援助者が、対象者は現在までどのような生活をしてきてどのような心理状態にあるのか、対象者の人生をどのように切り開いて行こうとするのか、などを、面接調査等を通じて、徹底的に考え抜くことで、相談者・利用者（対象者）に、自分のどこに問題点があるのか自覚させ、自らの生きる意欲を呼び戻させることができる。その意味でのエンパワーメントに成功すれば、援助ははまり、ケースワークは成功し、家族再統合に至る。」というものであった。



2 「検事の仕事でも重要」との指摘

そして、「二つの『そうぞうせい』を駆使して対象者及び対象家庭をエンパワーメントすることは、検事の仕事でも重要なのではないか」という指摘は、本研修中に、本職の研修指導者にあたる東京都児童相談センター相談処遇課児童福祉第3係長で児童福祉司会会長を勤めている方から受けたものである。

本職は、前記ケースワークの担当期間中、前任地での独自捜査時の担当身柄被疑者の公判に任意性立証の証人として出廷したが、その際の出張申請の際に、同係長や相談処遇課長等に対し、供述調書の任意性が争われた際の検察官の立証方法について一般的な説明をしたことがあった。

その際、本職は、「人が自白する理由の一つに取調官との信頼関係あるいは共感がある。」「取調官が被疑者をよく知り、評価すべき所は評価する、相手の立場を考えてやる姿勢が大事だ。罪を犯したからといって被疑者の人格を全て否定するのでは被疑者も心を開かない。心を開かせて真実を語らせるには被疑者のそれまでの全人生をできる限り知る努力をし、その上で評価すべき所を評価することが必要だ。そうすれば、被疑者に『この取調官は自分を理解してくれている』と通じて、一種の信頼関係や共感が生まれ心を開いてくれる。そのためには、取調べ以前に、被疑者がどのような両親の下に生まれ、どのように育ち、どのようなことからどのような人と結婚し、どのような家族関係を築いて来たのか、どのような冒動を過去にしてきたのか、さらにその結婚相手はどのような両親の下で生まれどのような環境で育ってきたのか、というようなことをできる限り把握しておくことが重要となる。」などと説明した。

また、別の機会には、「押収された証拠の提示、共犯者の逮捕、アリバイ工作の看破等捜査資料に基づく直接的な追及も、確かに、自白の動機である。しかし、自白の動機はそれだけに限定されるものではない。取調官は、被疑者を連日長時間取り調べ、疲労困憊させたり、脅迫や利益誘導によるなどして、無理矢理自白させるわけではない。取調官は、被疑者の心境と心の動きを的確に洞察し、それぞれの段階に相応する様々な人間的な方法で被疑者の心に働きかけて、被疑者を自白しやすい心理状態に導き、説得し、被疑者から其の自白を獲得する。取調官は、否認している被疑者を価値ある人として認め、よく理解者としての態度を保つなど、人間的関わり合いを基本とし、その上で言い分を十分に聞きながら取調べを進める。そのことにより、被疑者の内面にある種の心理的な準備状態、すなわち、自供への抵抗の減少、が形成される。そして、この状態において、取調官から被疑者の可愛がっている子どもや信頼している親族の話を聞かされたり、被害者やその家族の心情を訴えられたり、あるいは、取調官との応答により自己の将来について新しい局面に目を向ける糸口が与えられたりするなどして、被疑者の心理的状況の転換が図られることが否認から自白へ至る一つの動機である。」などと説明した。

前記係長は、こういった説明を踏まえ、本職に対し、「検事の仕事は、否認する被疑者と取調室で向き合って取調べを行い、自白を獲得していく過程においては、被疑者やその家族や被害者等関係者のことを想像し、被疑者の刑事裁判やその後の服役や釈放後の人生まで創造するルールを敷いてやり、被疑者に『改心して立ち直ろう』との意欲を呼び起こして自白を獲得していくのだから、その意味で、児童福祉司の仕事と共通する部分が多いと思う。児童福祉司の経験を活かし、是非ともそのような取調べをして欲しい。説明を聞いていても、新聞などの報道で聞くのと実際の取調べでは随分と違うんだろうなと思いました。」との言葉をいただいた。

この指摘は、大変奥が深いものであり、今後の職務にも、この言葉を是非とも活かしたいと考えている。

3 感謝の言葉

終わりに、本研修の実施に当たって御尽力いただいた東京都福祉保健局の方々、東京都児童相談センターの方々、東京地方検察庁の方々及び法務省の方々へ、この場を借りて御礼を申し上げ、感謝の言葉とさせていただきます。

以上